

# 更正請求書

記載例

受付印

令和 6年 9月 17日		※ 処理 事項	発信年月日		管理番号
弘前市長 殿			通信日付印	確認	
所在地及び電話番号	〒 036-8551 (電話 0172-35-1117) 青森県弘前市大字上白銀町1-1				
(ふりがな)	かぶしきがいしゃひろさきたろうしょうかい (法人番号)				
法人名及び法人番号	株式会社弘前太郎商会				9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3
(ふりがな)	ひろさき たろう				
代表者氏名	弘前 太郎				
地方税法第 321 条の 8の2 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。					
更正の請求の対象となる 事業年度	令和4年 4月 1日 から 令和5年 3月 31日 まで				
摘要	更正の請求前		更正の請求後		
課税標準(分割前)	3,886,000 円		3,477,000 円		
分割基準	20/100 人		20/100 人		
課税標準(分割後)	777,000 円		695,000 円		
税額	法人税割額	65,200 円		58,300 円	
	均等割額	50,000 円		50,000 円	
還付請求税額			6,900 円		
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合	法定納期限		年 月 日		
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日		年 月 日		
	第2号の更正・決定等のあった日		年 月 日		
	第3号の政令で定める理由の生じた日		年 月 日		
法第321条の8の2の 更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知日		令和6年 8月 22日		
更正の請求をする理由、請 求をするに至った事情の詳 細その他参考となるべき事 項	所得金額の計算誤りにより、令和6年8月22日法人税の更正を受けたため。				
還付を受けようとする 金融機関及び支払方法	銀行 口座番号 (普通・当座)		本店・支店		
関与税理士署名	〒		(電話)		

第十号の四様式

※課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料(法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し)を添付してください。

## 更正請求書(第10号の4様式)記載要領

1. この請求書は、法人の市町村民税について、地方税法第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用するものです。
2. この請求書は、1事業年度につき1枚記載し、更正の請求をする事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の市町村長に1通提出してください。
3. 「所在地及び電話番号」の欄には、本店の所在地及び電話番号を記載してください。
4. 「法人番号」の欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。
5. 「課税標準(分割前)」の欄には、課税標準及びその法人税割額を記載してください。2以上の市町村に事務所等を有する法人の場合は、従業者数によって按分する前の額を記載してください。
6. 「分割基準」の欄には、「当該市町村分の従業者数 / 当該法人の全従業者数」を記載してください。
7. 「課税標準(分割後)」の欄は、2以上の市町村に事務所等を有する法人である場合にあっては、従業者数によって按分した後の課税標準及びその法人税割額を記載してください。
8. 「税額」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額について、法人税割額と均等割額のそれぞれを記載してください。
9. 「還付請求税額」の欄には、更正の請求により還付となる税額について、法人税割額と均等割額の合計額を記載してください。
10. 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料(地方税法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し)を添付してください。  
なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載してください。